

弁護士報酬敗訴者負担法案に反対する決議（案）

本年3月2日、「民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案」が国会に上程され、現在、継続審議となっている。本法案は、訴訟提起後に双方当事者の訴訟代理人が共同の申立をした場合には敗訴当事者に相手方当事者が依頼した弁護士の報酬を一部負担させる、いわゆる「合意による弁護士報酬敗訴者負担制度」の導入を内容としているが、当連合会は本法案に強く反対する。

当連合会は、市民の訴訟に対するアクセス、市民の裁判を受ける権利の観点から、日本弁護士連合会や各単位弁護士会と歩調をあわせ、弁護士報酬の敗訴者負担制度の導入に反対してきた。

本法案は、敗訴可能性のある当事者の同意がない限り、敗訴者負担の効果が生じないのであるから、敗訴者負担制度の導入目的として掲げられた訴訟提起の促進効果を期待できない。

しかも、本法案は、私的契約に敗訴者負担条項が設けられた場合の効力には触れていおらず、他方、内閣府司法制度改革推進本部の司法アクセス検討会の議論においては、本法案の内容とは別途に、この私的契約上の敗訴者負担条項に基づき勝訴者が敗訴者に弁護士報酬を請求できる旨の説明がなされており、本法案が成立すれば、私的契約上の敗訴者負担条項に正当性が与えられることになり、私的契約に敗訴者負担条項を設ける動きが広がることになる。

しかし、私的契約に敗訴者負担条項が設けられることになれば、消費者、労働者、中小零細企業者など弱い立場にある市民は、敗訴した場合の弁護士報酬の負担を恐れて訴訟を提起することも受けて立つことも躊躇することになり、市民の司法アクセスに重大な萎縮効果が生じる。本法案は、憲法上保障された裁判を受ける権利を侵害し、司法による人権救済の途を狭めるだけでなく、今次の司法改革が掲げる市民に利用しやすい司法の実現の理念にも反する。

従って、当連合会は、本法案に反対し、少なくとも次の立法上の措置がなされない限り、本法案を廃案とするよう強く求める。

- ① 消費者訴訟、労働訴訟、一方が優越的地位にある事業者間の訴訟においては、訴訟上の合意による敗訴者負担制度を適用しないこと。
- ② 消費者契約、労働契約（労働協約、就業規則を含む）、一方が優越的地位にある事業者間の契約においては、私的契約上の敗訴者負担の定めを無効すること。

以上のとおり決議する。

2004年(平成16年)11月12日

四・国・弁・護・士・会・連・合・会

提 案 理 由

- 1 弁護士報酬の敗訴者負担制度導入の動きは、平成18年6月12日にまとめられた司法制度改革審議会の最終意見書における「勝訴しても弁護士報酬を相手方から回収できないため訴訟を断念せざるをえながら当事者に寄り、その負担の公平化を図つて訴訟を利用しやすくする見地から、一定の要件の下に弁護士報酬の一部を訴訟に必要な費用と認めて敗訴者に負担させることができる制度を導入すべきである。」との提言を始まり、現在、「合意による弁護士報酬敗訴者負担制度」の導入を内容とする「民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案」が国会で継続審議となっている。
- 2 当連合会は、弁護士報酬の敗訴者負担制度が導入されると、敗訴した場合に相手方弁護士の報酬まで負担を迫られる差き分けズケを背負うため、特に、潤沢な資力を持たない市民、中小企業を中心に泣き寝入りの事態が生じ、さらに、裁判所の法創造機能の発動を期待しての訴訟提起が抑制される結果になることから、市民の訴訟に対するアクセス、市民の裁判を受ける権利を確保するため、敗訴者負担制度の導入に反対してきた。
- 3 本法案は、これらの問題を指摘する各単位弁護士会や多くの市民の声が反映され、現行の弁護士報酬各自負担の原則を維持しつつ、訴訟提起後に双方当事者の訴訟代理人が合意した場合に弁護士報酬の一部を訴訟費用に加える「合意による弁護士報酬敗訴者負担制度」を採用した。

色々が運ながら、勝敗の見込みがつかない訴訟提起の段階では当事者が敗訴者負担の合意をすることは考えられない、訴訟が進展して勝敗の見込みがつく段階に至れば敗訴見込みの当事者が敗訴者負担の合意をするはずもない。結局、敗訴者負担の合意が成立する場面は考えられず、司法制度改革審議会の最終意見書にいう「弁護士費用を回収できないために訴訟を断念せざるを得なかつた当事者にも訴訟を利用しやすくする」との導入目的は全く果たせないことになる。

むしろ、本法案は、私的契約に「この契約に関する訴訟で敗訴した者は、勝訴した者の弁護士報酬を支払う」旨の条項が設けられた場合の効力に触れていない。この点について、司法制度改革推進本部の事務局は、本法案はあくまでも訴訟手続法上の訴訟行為に関するものであって、実体法上の私的契約とは別の問題であり、私的契約に敗訴者負担条項がある場合には、その条項に基づき、勝訴者は敗訴者に対して自らの弁護士報酬を請求できるとの説明をしている。

そうすると、「合意による敗訴者負担制度」が法律によって新設された場合には、私的契約上の敗訴者負担条項に正当性が与えられることとなり、そのアナウンス効果によって、契約書に敗訴者負担条項を設ける動きが拡大していくことになる。消費者契約、労働者と企業間の契約、フランチャイズ契約や下請契約など

力の格差のある事業者間の契約などの締結にあたり、弱者である消費者、労働者、格下の事業者などは、敗訴者負担条項が契約書に記載されても、これを理由に署名押印を拒むことが困難である。契約締結の後に紛争が生じた場合、これらの弱者は、契約書の敗訴者負担条項に基づく弁護士報酬の請求をおそれて、裁判の利用をためらってしまう。しかし、これでは、現行の弁護士費用各自負担原則が事実上変容し、憲法上認められた裁判を受ける権利が侵害され、司法による権利救済の途を狭めることになる。

このように、本法案は、当連合会、各単位弁護士会や多くの市民が指摘してきた弱者の泣き寝入りの問題を解決していない。

4 以上、本法案は、市民の訴訟に対するアクセス、市民の裁判を受ける権利を大幅に制限するものである。市民に利用しやすい司法を実現するという今次の司法改革の理念に反するものもある。

よって、本件決議案を提案するものである。

以上